

平成 12 年 5 月 7 日

本会への登録資格について

横浜市 都筑区バドミントン協会

横浜市都筑区バドミントン協会（以下本会）に、登録しようとする選手は、次の条件を満たしていなければなりません。

1、義務教育修了者で、横浜市都筑区の在住、在勤、在学者のいずれかを満たしていることが必要です。

1-1) 在勤の基準で、パートタイマー、アルバイトの等々については、次のとおりとする。

① パートタイマーについては、都筑区内の同一勤務先に、1年以上継続して勤務していることを目処とします。

② アルバイトについては、一切認めません。

1-2) 在クラブ者、の扱いについては、次のとおりとします。

① 平成 24 年度に本会に登録されている選手については、平成 25 年度以降も登録を認めます。

*但し、本会に継続して登録をしない場合は、その資格を喪失するものとします。

② 平成 25 年度以降は、在クラブ者の新規の登録は認めません。

*但し、本会に継続して登録をしない場合は、その資格を喪失するものとします。

1-3) 在学者の取扱いについてと、高校、大学卒業者の登録基準は、次のとおりとします。

① 都筑区内の、高校生、大学生は、本会への登録はできます。

② 都筑区内の、高校、大学を卒業後、都筑区の在住、在勤に該当しない場合は、登録を認めません。

→参考 都筑区バドミントン協会規約 第 10 章 選手の義務

第 34 条 選手の義務

1、選手は、都筑区バドミントン協会の会員でなければならない。

2、選手の、同年度の、クラブの『移籍』を禁止します。

3、選手の所属クラブの移籍については、その相互のクラブの代表者の承認を必要とし、もし、いずれかの代表者の承認が得られぬ場合は、その選手は 1 年間の出場停止とします。

2、都筑区民（在住、在勤、在学者）で、本会活動を優先できる者で、次に該当する者は、二重に登録することを拒まない。

* (例) ① 本会登録者（在住者）で→他市区町（勤務者、在学者）は、二重に登録することを拒まない。

② 本会登録者（在勤者）で→他市区町（在住者）は、二重に登録することを拒まない。

③ 本会登録者（在学者）で→他市区町（在住者）は、二重に登録することを拒まない。

④ 本会登録者（在クラブ者）で→他市区町（在住者）は、二重に登録することを拒まない。

⑤ 本会登録者（在クラブ者）で→他市区町（勤務者）は、二重に登録することを拒まない。

*但し、大会、行事等々が重複した場合、本会の大会、行事を優先できる者。

*また、協会代表として重複して選出された場合、本会の代表を優先することができる者。

3、本会の事業を円滑に進めるために、上記 1、2 の条件を満たしていない場合は、出場停止、登録抹消、登録停止等々を行うことができる。

*選手及び、クラブへも適用することができる。

4、今後、各クラブからの希望や、問題が生じた際は、常任理事会が柔軟に対処するものとする。

1) 登録資格の改定/在クラブ者の、新規登録の廃止；平成 25 年 3 月 3 日

2) 登録資格の改定/高校、大学生と卒業者の登録の基準；平成 26 年 3 月 2 日